

入札制度関連情報〈委託〉

YOKOSUKA CITY

平成22年 4月 1日制定

固定額型最低制限価格の算定方法について

1 対象案件

入札参加資格を市内事業者に限定する工事委託入札案件

*工事委託：地質調査、測量、建築設計、建設コンサルタント

*準市内又は市外事業者が参加できる工事委託入札案件は対象外

2 算定方法

設計金額に次表の係数を乗じて算出した価格を「最低制限価格」とする。

*平均額型最低制限価格の算定方法と異なり、入札金額により最低制限価格が変動することはない。

〈計算式（税抜）〉

$$(\text{最低制限価格}) = (A) = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

* (A) は、100円未満を切捨する。

業種区分	①	②	③	④
地質調査	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築設計	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
建設コンサルト	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

平成28年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

平成31年 4月15日改正